

ものづくり支援センターしもすわ
中小企業人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内ものづくり中小企業者が従業員の育成を図るため、職務上必要な技術、技能を習得するための経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り

- (1) 対象事業者 下諏訪町への納税（法人住民税又は個人住民税等）が確認できること。
- (2) 経費 官公庁等公的機関の主催、共催、後援又はこれに準ずる講座で業務に直接関係するものとする。その他の研修についてはものづくり支援センターしもすわ理事長（以下「理事長」という。）が特に認めたものを対象とする。
- (3) 消費税の取扱い 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする

(補助率)

第4条 1研修につき、受講料の2分の1以内で2万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。ただし、当該対象期間で1企業につき年間8万円を限度とする

(対象期間)

第5条 毎年1月1日から12月31日の間に受講が終了し、受講料の支払いが終了した講座とする。

(申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわ中小企業人材育成補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、研修終了報告書及び受講料の支払を証する書類を添付し、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(研修終了報告書および受講料の支払いを証する書類とは、研修終了証

又は研修の受講が確認できる受講者名簿等を指し、支払額の確認できる受講料の領収書もしくは振込書等をいう)

(交付決定および請求)

- 第8条 1. 前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ中小企業人材育成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。
2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに中小企業人材育成事業補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改訂

令和8年4月1日一部改訂